

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市江の木町33番 (国道423号 榎坂高架橋下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線・ 北大阪急行 江坂駅 南約500m	最低 占用料 (年額)	11,438,870円/年	占用期間	5年
1								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			5,227.19 m ²				
接面道路 の状況	南東側：国道側道・幅員約5.4m・舗装有・高低差無・南向き一方通行 南西側：国道側道・幅員約5.4m・舗装有・高低差無・北向き一方通行							
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	近隣商業地域/工業地域/商業地域					
		地域地区	防火地域/準防火地域					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
その他 の 法令等	・道路法(一般国道423号区域内) ・都市計画法(都市計画道路 御堂筋線区域内) ・消防法 ・軌道法							
	・火気厳禁							
その他条件								
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部 工務室 給水相談グループ 06-6384-1371				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141(代)					
	有	無						
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部 管路保全室 管理担当 06-6384-2068					
	有	無						
					1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。			
					2 占用期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。			
					3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)			
					4 対象地中央部には、南北を貫く形で大阪ガスの中圧管が埋設されています。この付近で掘削等される場合は、大阪ガスと協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪ガス(株) 北東部導管部 保全チーム 電話 072-671-4284			
					5 対象地にはマンホールが設置されており、これらの施設の関係者が立ち入ることがあります。マンホール上には物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。			
					6 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市下水道部と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 管路保全室 電話 06-6384-2068			

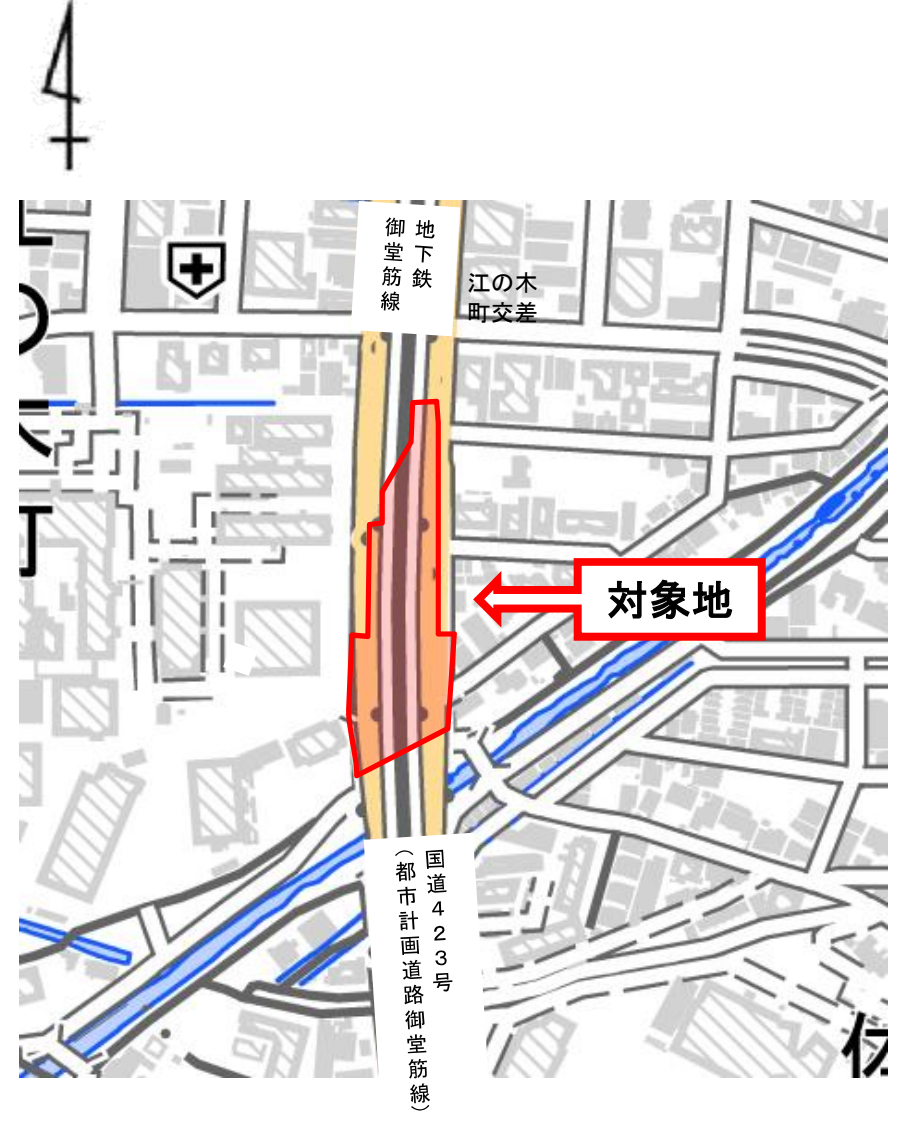
特記事項

- 7 対象地へ電力等を供給する際、道路を跨いだ架線での供給は出来ません。地中から供給してください。工事については大阪府茨木土木事務所及び供給処理施設機関と協議してください。また、大阪府吹田警察署と協議し事前承認を得てください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)
大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)
- 8 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。
(お問い合わせ先)
大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代)
関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話 0800-777-3081
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。
- 10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府茨木土木事務所と協議してください。
- 11 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和4年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和4年4月1日からの予定となります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 12 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 13 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 14 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 15 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)について、対象地の占用が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。

(1)位置図 (物件番号:第1号)

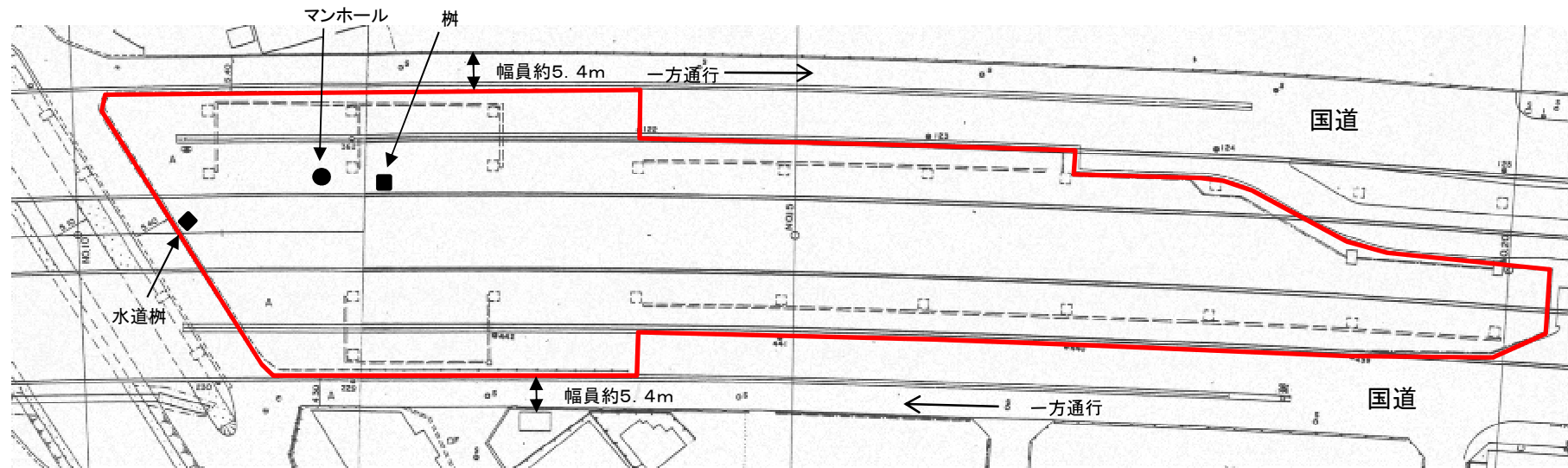


出典:国土地理院ウェブサイト

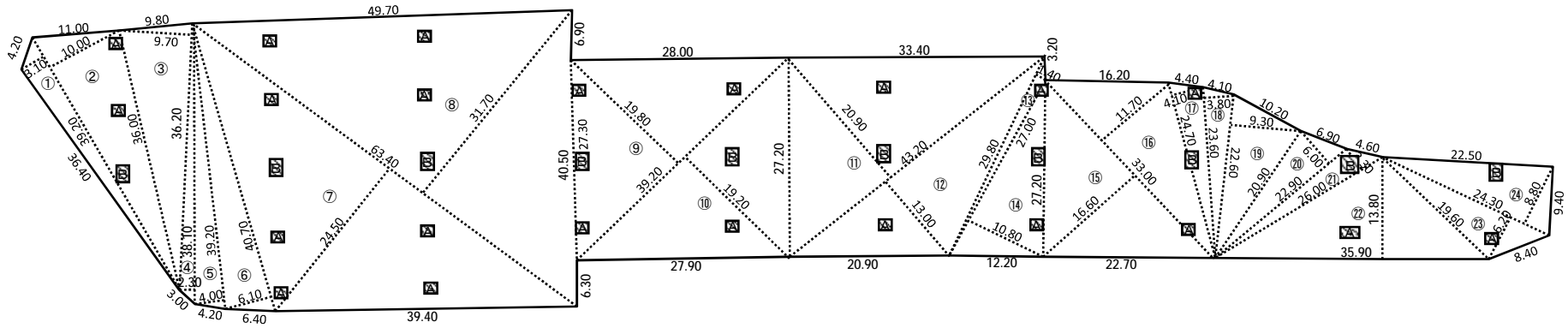


出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図(物件番号: 第1号)



(3) 丈量図(2/2) (物件番号: 第1号)



記号	大斜	小斜	倍面積 m ²	記号	底辺	高さ	倍面積 m ²
1	39.20	3.10	121.52	13	29.80	1.40	41.72
2	39.20	10.00	392.00	14	27.00	10.80	291.60
3	36.20	9.70	351.14	15	33.00	16.60	547.80
4	38.10	2.30	87.63	16	33.00	11.70	386.10
5	39.20	4.00	156.80	17	24.70	4.10	101.27
6	40.70	6.10	248.27	18	23.60	3.80	89.68
7	63.40	24.50	1553.30	19	22.60	9.30	210.18
8	63.40	31.70	2009.78	20	22.90	6.00	137.40
9	39.20	19.80	776.16	21	26.00	3.30	85.80
10	39.20	19.20	752.64	22	35.90	13.80	495.42
11	43.20	20.90	902.88	23	24.30	6.20	150.66
12	43.20	13.00	561.60	24	24.30	8.80	213.84
			計				10665.19
			面積				5332.59

橋脚部 控除面積計算

A : $1.50 \times 1.50 = 2.25 \times 22基 = 49.284$

B : $2.132 \times 2.632 = 5.6114 \times 10基 = 56.114$

占用許可対象面積 m ²	
全体面積	5332.59
控除面積(橋脚部)	-105.398
面積 m ²	5227.192